

地方自治関連立法動向研究12

地方税法等の一部を改正する等の法律

(平成28年3月31日法律第13号)

～法人課税および軽減税率の導入を中心に～

森 稔 樹

1. はじめに

本稿は、第190回国会会期中の平成28年（以下、本年と記すことがある）2月9日に内閣提出法律案第21号として衆議院に提出され、3月29日に参議院本会議で原案通りに可決・成立し、同月31日に内閣により法律第13号として公布された「地方税法等の一部を改正する等の法律」（以下、地方税法等一部改正法）につき、法人課税および消費税・地方消費税（以下、消費両税）への軽減税率の導入に関して、立法過程を中心に概観および検討を試みるものである⁽¹⁾。

言うまでもなく、地方税法等一部改正法は平成28年度税制改正の一環であり、「所得税

(1) 平成28年度税制改正（与党税制改正大綱、政府税制改正大綱、地方税法等一部改正法、所得税法等一部改正法）に関する文献は多い。本稿においては、「第190回国会（常会）地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第21号）【参考資料】」（平成28年3月、参議院総務委員会調査室）、「第190回国会（常会）所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）【参考資料】」（平成28年3月、参議院財政金融委員会調査室）のほか、総務省自治税務局企画課ほか「平成28年度税制改正を巡る議論について」地方税2016年1月号16頁、榎戸芳文「平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」地方税2016年2月号54頁、滝陽介ほか「平成28年度地方税法改正法案解説」地方税2016年3月号14頁、「特集 平成28年度地方税制の改正」の各記事（税71巻4号（2016年）9頁以下）、神山弘行「成長戦略と税制 — 法人税改正とその課題」ジュリスト1493号（2016年）14頁、吉村典久「消費税の改正 — 軽減税率制度とインボイス方式導入の衝撃」ジュリスト1493号26頁、渋谷雅弘「地方創生と税制」ジュリスト1493号32頁を例としてあげておく。また、金子宏『租税法』〔第二十一版〕（2016年、弘文堂）71頁、石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第8版〕（2016年、清文社）251頁〔阿部徳幸担当〕、258頁〔益子良一担当〕、312頁〔石村耕治・阿部徳幸担当〕、322頁〔橋本博孔・石村耕治担当〕も参照。

法等の一部を改正する法律」（平成28年3月31日法律第15号。内閣提出法律案16号。以下、所得税法等一部改正法）と密接な関連を有するとともに、法律において示される改正点多岐にわたる。また、直接的には今年度の改正につながらなかったものも含め、平成27年12月16日の「平成28年度税制改正大綱」（自由民主党および公明党。以下、平成28年度与党税制改正大綱と記し、他年度のものについては平成▲年度与党税制大綱と記す）、および平成27年12月24日の「平成28年度税制改正の大綱」（閣議決定。以下、平成28年度政府税制改正大綱と記し、他年度のものについては平成▲年度政府税制大綱と記す）には、今後数年間における税制改正の基本的方針も多く盛り込まれている。地方税法等一部改正法の内容および立法過程を検証するためには、平成28年度与党税制改正大綱および平成28年度政府税制改正大綱の検証も不可欠である。しかし、これらに示されている全ての改正点や方針（ないし論点）を検討することは、筆者の能力および紙数の関係で無理である。また、平成28年度税制改正においては、自動車取得税の廃止、ならびに自動車税および軽自動車税への「環境性能割」の導入など、車体課税についても大きな改正が行われており、固定資産税・都市計画税についても注目すべき改正が行われたが、これらに対する検討を行うにも多くの紙数を要する。このため、本稿においては、法人課税、および消費両税への軽減税率の導入に対象を絞り、地方税法等一部改正法の内容を中心に、衆議院総務委員会および参議院総務委員会での法律案の「審査」における議論も合わせ、検討を行う。

なお、既に報じられているように、第190回国会閉会日である本年6月1日の記者会見において、安倍晋三内閣総理大臣⁽²⁾は、平成29年4月1日に予定されていた消費両税の税率引き上げ（8%→10%）の時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期する方針を表明した⁽³⁾⁽⁴⁾。平成26年11月18日にも、内閣総理大臣が消費両税の税率引き上げ

(2) 以下、職名、所属政党（会派）については、本稿脱稿時にその職または政党（会派）に留まっている者も含め、原則として第190回国会会期中（但し、一部の政党または会派については平成28年3月26日以前）のものであることを記しておく。

(3) 日本経済新聞平成28年5月14日付朝刊1面14版「首相、消費増税先送り 地震対応・景気に配慮 サミット後に表明へ」、朝日新聞平成28年5月28日付朝刊1面14版「消費増税延期を示唆 サミット閉幕 首相、参院選前に表明」、同平成28年6月2日付朝刊1面14版「首相、消費増税19年10月表明 再延期『参院選で信を問う』」、日本経済新聞平成28年6月2日付朝刊1面13版「消費増税延期を表明 首相『世界経済リスク備え』 19年10月に10%」、週刊税務通信3411号（平成28年6月6日）2頁「安倍首相会見 消費税率引き上げは平成31年10月まで再延期 税率10%引上げ時に軽減税率制度を導入する方針 今秋の臨時国会で引上げ時期を明記した関連法案を提出へ」を参照。

(4) 第190回国会会期中の内閣総理大臣の姿勢については、例えば「第190回国会衆議院総務委員会会議録第5号（平成28年2月26日）」22頁〔渡辺周委員（民主党）の質疑に対する安倍内閣総理大臣の答弁〕を参照。

(8%→10%)を平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期することを表明し、これが平成27年度税制改正において実現した⁽⁵⁾。従って、平成24年の「社会保障・税一体改革」から数えれば再延期が表明されたこととなる。

しかも、再延期の表明は、単にその効果が消費両税の税率引き上げのみに留まることを意味しない。平成29年(度)には、消費両税の税率引き上げを前提として、地方法人特別税の廃止(法人事業税への復元)、法人事業税交付金の創設、地方法人税の税率改正、自動車取得税の廃止などが行われることとなっていた。しかし、その前提が失われることにより、現行の地方税法などの見直し(さらに改正)が本年度中に行われる可能性が生じた。これを含めて、過去数年度にわたる与党税制改正大綱および政府税制改正大綱に示された税制改正のスケジュールが大幅に変更されることは不可避であろう。

従って、本稿の記述においても、平成28年度税制改正の内容として予定通り施行されるものと、施行の延期が予想されるものとが混在することになる。御諒解をいただきたい。

2. 法律案が提出されるまでの動向

(1) 平成28年度税制改正の目的

前述のように、改正点は例年と同様に分野および内容の両面において多岐にわたるが、地方税法等一部改正法案の提案理由によると、「現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点」の下に、改正点が次のようにまとめられている。

- 「法人税改革」の一環として
 - 法人事業税所得割の税率引き下げ
 - 同税の外形標準課税の拡大、すなわち付加価値割および資本割の税率引き上げ
- 「地方創生の推進に向けて」
 - 法人住民税の法人税割の税率の引き下げ
 - 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止

(5) 平成27年度税制改正における消費両税の税率引き上げの延期については、拙稿「2015(平成27)年度税制改正の概要と論点～地方税制の重要問題を中心に～」本誌2015年6月号(以下、本誌440号と記す)97頁、同「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年3月31日法律第2号)」本誌2015年12月号(以下、本誌446号と記す)56頁、同「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年3月31日法律第2号)」地方自治総合研究所監修・下山憲治編『地方自治関連立法動向第3集』(2016年)89頁も参照。

「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設」（＝「企業版ふるさと納税」制度の創設）

- 自動車取得税の廃止→自動車税および軽自動車税への「環境性能割」の導入
- 「遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設」
- 「個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例の拡充等の納税環境の整備」
- 「税負担軽減措置等の整理合理化等」

以上のうち、主眼は何処に置かれているのか。換言すれば、平成28年度税制改正の「目玉」は何であろうか。

本年1月22日の衆議院本会議における安倍内閣総理大臣の施政方針演説は、平成27年4月に予定されていた消費両税の税率引き上げに伴う軽減税率の導入、および法人実効税率の引き下げに言及した⁽⁶⁾。同日の麻生太郎財務大臣による財政演説も「法人税改革として、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げること」、消費両税の税率引き上げおよび軽減税率の導入をあげた⁽⁷⁾。この説明は、平成28年2月10日の第1回財務金融委員会における財務大臣の所信表明においても繰り返された⁽⁸⁾。力点の所在は明らかであろう。

他方、高市早苗総務大臣は、平成28年2月18日の衆議院総務委員会（第2回）における所信表明において、地方税等一部改正法（案）の趣旨につき、最初に「成長志向の法人税改革の一環として」の法人事業税所得割の税率引き下げおよび外形標準課税の拡大、続いて法人住民税法人税割のさらなる交付税原資化、地方法人特別税・譲与税の廃止をあげ、自動車取得税の廃止などは「このほか」として続けている⁽⁹⁾。消費両税の税率引き上げおよび軽減税率の導入は言及されていないが、これは国税たる消費税と地方消費税との双方にわたり（かつ、中心となるのは消費税法の改正である）、地方税制独自の改正と言えないためであろう。しかし、平成28年度与党税制改正大綱および平成28年度政府税制改正大綱において、地方法人特別税および地方法人

(6) 「第190回国会衆議院会議録第6号」（官報号外平成28年1月22日）4頁。

(7) 「第190回国会衆議院会議録第6号」（官報号外平成28年1月22日）8頁。

(8) 「第190回国会衆議院財務金融委員会議録第1号（平成28年2月10日）」3頁。

(9) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第2号（平成28年2月18日）」3頁。高市総務大臣による趣旨説明については、「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（平成28年3月17日）」2頁も参照。

特別譲与税の廃止、自動車取得税の廃止などは消費両税の税率引き上げが前提条件とされていることからすれば、平成28年度税制改正の最大の眼目の一つは消費両税への軽減税率の導入であると考えてよい。

また、「地方法人課税の偏在是正」および地方創生応援税制の創設も主要な改正点であるが、法人課税に係る改正という点において、また、「経済の『好循環』」に結びつけられるという点において、立脚点は異なるものの「法人税改革」と密接な関係がある。もとより、地方分権の進化（深化）のために地方税財源の確保ないし充実を図ること、税源の偏在性が小さく、かつ税収が安定的な地方税体系を構築することは、平成5年6月の「地方分権の推進に関する決議」以来の長期的な懸案事項である。

いずれにせよ、「法人税改革」として、法人実効税率の引き下げ、その一環としての法人事業税の所得割の税率引き下げおよび外形標準課税の強化は、消費両税への軽減税率の導入と並び、平成28年度税制改正の最大の眼目の一つにあげられている。これは平成27年度税制改正に引き続くものであるが⁽¹⁰⁾、後に示す経緯からも明らかのように「法人税改革」、とりわけ法人実効税率の引き下げおよび外形標準課税の強化に関する内閣または自由民主党の意向は非常に強固であることが示されている。これは、安倍内閣の下で度々公言される「経済再生なくして財政健全化なし」を具体化するものであり、「経済再生と財政健全化を両立させるためにも成長戦略は常に進化するものでなければならない」という立場⁽¹¹⁾を税制に持ち込むものであろう。

平成28年度与党税制改正大綱は、「第一 平成28年度税制改正の基本的考え方」において、「デフレ脱却と経済再生を最重要課題」とするアベノミクスの成果を強調しつつ、「『三本の矢』を一層強化して『希望を生み出す強い経済』を確立するとともに、『夢を紡ぐ子育て支援』、『安心につながる社会保障』を構築するという、『新・三本の矢』により、少子高齢化に歯止めをかけ、5年後も人口一億人を維持することを目指し」、「一億総活躍社会」の実現を目指す旨を述べる⁽¹²⁾。基本的な路線は、最大の目的を「デフレ脱却」および「経済再生」とした平成27年度与党税制改

(10) 平成27年度税制改正における「法人税改革」については、拙稿・本誌440号77頁、92頁、同・本誌446号49頁を参照。なお、平成26年度与党税制改正大綱においても、やや唐突な印象を受ける形ではあるが「法人実効税率のあり方について検討を行った」ことが記されていた（同2頁）。

(11) 「『日本再興戦略』改訂2015 — 未来への投資・生産性革命 — （平成27年6月30日）」3頁による。

(12) 平成28年度与党税制改正大綱1頁。

正大綱および平成27年度政府税制改正大綱と同様であると考えてよい⁽¹³⁾。少子高齢化の進展が「経済成長の隘路となっている」と指摘されている点からしても、平成27年度税制改正に見られた経済成長一辺倒の傾向は続いているものと思われる。実際に、平成28年度与党税制改正大綱は、「経済の『好循環』を確実なものにするため、税制においても、企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある」として、「成長志向の法人税改革を更に大胆に推進し、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しつつ、法人実効税率の『20%台』への引下げを実現する」と述べ、「法人税改革」の継続について具体的な方向線を示している⁽¹⁴⁾。

これに対し、「第一 平成28年度税制改正の基本的考え方」においては「結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てにやさしい社会を創る必要がある」と指摘しつつも、「税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備するための見直しを、丁寧に検討していく」と述べるに留められており⁽¹⁵⁾、国民間の経済格差の問題や子どもの貧困問題などに税制面で対処しようとする姿勢に乏しい。これも平成27年度与党税制改正大綱と共通する姿勢である⁽¹⁶⁾。

もともと、平成28年度与党税制改正大綱においては「新・三本の矢」による「一億総活躍社会」の実現が付け加えられている。このうちの「安心につながる社会保障」が、消費両税の引き上げの実施と軽減税率の導入につながられている。問題は、特に軽減税率の導入が「安心につながる社会保障」といかに連結しうるかという点にある。

(2) 法人課税（とくに「法人税改革」）に関する立法過程の概略

続いて、平成28年度税制改正に至る過程を概観するが、消費両税への軽減税率の導入をめぐる与党内の調整が長引いたことから、経緯が複雑になった。そこで、本稿においては、主に法人課税（とくに「法人税改革」）と軽減税率とに分けた上で外観を試みる⁽¹⁷⁾。

(13) 拙稿・本誌440号83頁、同・本誌446号73頁も参照。

(14) 平成28年度与党税制改正大綱 1頁。

(15) 平成28年度与党税制改正大綱 1頁。

(16) 平成27年度与党税制改正大綱 2頁も参照。なお、藤谷武史「家族と税制 — 政府税調『論点整理』を手がかりに」ジュリスト1493号39頁も参照。

(17) 総務省自治税務局企画課ほか・前掲注(1)16頁が詳しく紹介しており、参考になる。本稿も多くの部分をこれに拠っている。

まず、法人課税のうち「法人税改革」については、前述のように平成27年度税制改正からの継続であり、同税制改正については既に別稿において概観しているので参照を願うこととし⁽¹⁸⁾、本稿においては平成27年度における動きを追っていくこととする。

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(以下、「骨太の方針2015」)は、具体的な内容に乏しいものの、「税制の構造改革」における「今後の改革の中心」を個人所得課税に置き、「税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とした上で、5つの「改革の基本方針」を掲げる⁽¹⁹⁾。その筆頭にあげられるのが「成長志向の法人税改革」であり、「現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する」と述べる⁽²⁰⁾。これは、平成27年度与党税制改正大綱および平成27年度政府税制改正大綱に示された「法人税改革」の方向性の是認を意味する。

従って、法人実効税率の引き下げは着実に行われることとなるが、問題は具体的な税率である。平成27年度与党税制改正大綱においては平成27年度に32.11%、平成28年度に31.33%とすることが謳われていたが⁽²¹⁾、平成27年11月2日には政府が平成28年度の法人実効税率をさらに引き下げて30.99%以下とする方向で調整に入ったことが、そして同月7日には政府が平成28年度の法人実効税率を30.88%とする方向で最終調整に入ったことが報じられた⁽²²⁾。さらに、同月11日の第18回経済財政諮問会議(経済財政諮問会議・産業競争力会議課題別合合同会議)において、議長の安倍内閣総理大臣が「28年度の税率引き下げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける」と述べたことにより⁽²³⁾、引き下げはさらに加速度を増すこととなった。

(18) 拙稿・本誌440号83頁、同・本誌446号73頁も参照。

(19) 「骨太の方針2015」41頁。

(20) 「骨太の方針2015」42頁。

(21) 平成27年度与党税制改正大綱1頁。拙稿・本誌440号93頁も参照。

(22) 日本経済新聞2015年11月2日付朝刊1面14版「法人税、来年度30.99%以下 政府、実効税率下げで調整」、朝日新聞2015年11月7日付朝刊1面14版「法人実効税率30.88%で調整 来年度下げ幅拡大 17年度20%台へ」による。

(23) 「平成27年第18回経済財政諮問会議 経済財政諮問会議・産業競争力会議課題別合合同会議議事要旨」(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/1111/gijiyoushi.pdf>) 11頁(平成28年7月9日閲覧)。同会議において、法人税の実効税率引き下げを求める意見は、榊原定征委員(東レ株式会社相談役最高顧問)および新浪剛史委員(サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長)から出されていた(同5頁)。

また、経済産業省は「骨太の方針2015」を引用しつつ、「現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。このため、来年度に税理引下げ幅の更なる上乘せを図り、法人実効税率を20%台に引き下げることを目指す」ことを要望しており、その理由として「OECD平均（約25%）、アジア平均（約22%）と比較して、高い水準にある我が国の法人実効税率を引き下げること、日本の立地競争力及び我が国企業の競争力を強化する」必要性があること、「我が国の高い法人実効税率は、企業の立地選択に影響を与えており、日本企業の海外流出の加速や対日直接投資の阻害の一因となっている」と訴えた⁽²⁴⁾。これに対し、伊藤周平氏は「外資系企業が日本に進出するのは、日本での利益を見込んでのことであり、法人税が低くなっても、少子化が進み内需が弱く利益が見込めない日本には進出しないだろう」と指摘する⁽²⁵⁾。

一方、政府税制調査会は、平成27年7月2日より主に「個人所得課税改革」についての議論を重ねてきた。また、平成27年11月20日には、地方財政審議会が「平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（以下、地財審意見）を取りまとめた⁽²⁶⁾。地財審意見は、法人実効税率の引き下げおよび外形標準課税の強化について「当審議会の考え方に沿うものであり評価できる」としており、地方法人課税の偏在是正については「地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきである」、「法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図るべきである」などと述べる。また、地財審意見は、今後の検討課題として、個人住民税および固定資産税のあり方をあげている。

同じく平成27年11月20日に自由民主党税制調査会総会が、同月24日に公明党税制調査会総会が開催され、その後も協議を重ねた上で、軽減税率を除く部分について両党の意見がまとまり、12月10日に平成28年度与党税制改正大綱が了承された。しかし、軽減税率についてはなおも調整を要し、同月16日ようやく最終的な税制改正大綱が取りまとめられる。そして、同月24日に平成28年度政府税制改正大綱が閣議決定された。

(24) 経済産業省経済産業政策局企業行動課「平成28年度税制改正（租税特別措置）要望事項」（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/request/reti/28y_reti_k.pdf）による（平成28年7月9日閲覧）。

(25) 伊藤周平『消費税が社会保障を破壊する』（2016年、角川新書）242頁。

(26) 滝陽介「『平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見』について」地方税2016年1月号162頁に「資料2」として全文が紹介されている。

(3) 軽減税率に関する立法過程の概略

平成27年中に度々報道され、賛否併せて様々な議論を呼んだ軽減税率の導入は、「社会保障・税一体改革」の一環として制定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号。以下、税制抜本改革消費税法）の第7条に示された課題に対する解答の一つである（軽減税率については、同条第1号イないしハを参照）。

消費両税の担税者（納税義務者ではない）の負担軽減、または一般消費税が抱える逆進性を緩和するための手法としては、軽減税率の他に給付付き税額控除がある。これは「所得税税額を減らす税額控除と現金給付を組み合わせたものであり、所得税の納税者に対しては税額控除を行い、税額控除しきれない者や所得税が課税最低限以下の者に対して現金での給付を行う仕組みである⁽²⁷⁾。

民主党は平成21年に「相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、必要な人に確実に支援ができる給付付き税額控除制度を導入」するとして、「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」、「給付付き消費税額控除」または「就労を促進する給付付き税額控除」の導入を検討するとしていた⁽²⁸⁾。しかし、平成24年の政権交代により第二次安倍内閣が発足してから、給付付き税額控除の導入案は後退し、連立与党を構成する公明党の強い主張もあり、軽減税率が採用されることとなった。

平成26年度与党税制改正大綱（平成25年12月12日）は「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」とした上で「今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する」と宣言していた⁽²⁹⁾。

(27) 望月正光・篠原正博・栗林隆・半谷俊彦編著『財政学』〔第四版〕（2015年、創成社）181頁。森信茂樹編著『給付つき税額控除 — 日本型児童税額控除の提言』（2008年、中央経済社）9頁〔森信茂樹担当〕、佐藤主光「所得税・給付つき税額控除の経済学 — 『多角的負の所得税』の構築 —」『フィナンシャル・レビュー』102号（2011年）85頁も参照。

(28) 「民主党政策集index2009」19頁。中村良広『所得税改革 — 日本とドイツ —』（2013年、税務経理協会）74頁も参照。

(29) 平成26年度与党税制改正大綱6頁。

その後、平成26年6月5日に与党税制協議会による「消費税の軽減税率に関する検討について」がまとめられる。軽減税率の問題の一つは対象範囲であり、与党税制協議会は、最初から案を絞り込むのではなく、「広く国民の意見を聞きながら、検討していくこととし」つつ、「まずは飲食料品分野とすることを想定して検討している。その中で、各国で行われている線引き例を当てはめて、8種類のパターンを提示する」とした。

平成27年1月には与党間に消費税軽減税率制度検討委員会が設置され、以後議論が重ねられたが、意見がまとまらず、同年9月には、当時の自由民主党税制調査会長にして同委員会委員長であった野田毅氏の指示を受け、財務省主税局がマイナンバー制度の利用を前提とした軽減税率制度（一種の還付ポイント制度）の案を示した。この案は自由民主党において好意的な評価を得たようであるが、公明党は否定的な態度をとった。その後、自由民主党税制調査会長は宮沢洋一氏に交代し、財務省主税局の案は撤回されたが、軽減税率の対象品目および「安定財源」（代替財源）についての意見はなかなかまとまらなかった。結局、12月12日に両党の幹事長が合意したことにより、ようやくまとめられた。

3. 地方税法等一部改正法（案）の概要

以上のような経過をたどり、平成28年度税制改正として第190回国会に地方税法等一部改正法案および所得税法等一部改正法案が提出された。本稿においては、前述のように、地方税法等一部改正法（案）の内容のうち、法人課税、および消費両税への軽減税率の導入を中心に概観していく。

〔1〕「法人税改革」の一環としての地方法人課税の改正

（1）法人税の税率および法人実効税率の引き下げ

「法人税改革」とは、詰まるところ法人実効税率の引き下げ、および法人事業税における外形標準課税の強化（所得課税の弱体化）と表現してよい。

前述の経緯を経て、平成28年度与党税制改正大綱は、法人税率を、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については23.9%から23.4%に引き下げ、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については23.2%に引き下げるとした。また、法人実効税

率については、平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%にまで下げることが宣言した⁽³⁰⁾。

しかし、所得税法等一部改正法第2条は、法人税法第66条第1項が適用される普通法人、一般社団法人等または人格のない社団の所得について、法人税の税率を、23.9%から23.2%に引き下げることを定める⁽³¹⁾。この改正は平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用されることとされており（所得税法等一部改正法第21条）、平成28年度与党税制改正大綱および平成28年度政府税制改正大綱が定めていた時点からさらに2年も前倒しされたこととなる。

平成28年度与党税制改正大綱は、経済界の要望を受けて法人実効税率の引き下げを行ったという意味をこめたのか、「現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している」と指摘し、「改革の趣旨を踏まえ、経済の『好循環』の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める」、「企業経営者がマインドを変え、内部留保（手元資金）を活用して、投資拡大や賃上げ、更には取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う」と述べる⁽³²⁾。しかし、この「要望」が受け入れられるか否かについては明らかでなく、「方策等」の検討の開始時期も遅きに失したとも評価しうる。

（2） 法人事業税所得割の税率引き下げと外形標準課税の強化

法人実効税率の引き下げは、当然ながら法人税の税率引き下げのみによって達成されるものではない。「法人税改革」のそもそもの目的が「法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、『稼ぐ力』のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能

(30) 平成28年度与党税制改正大綱 3頁、56頁。平成28年1月26日の第29回（政府）税制調査会総会議事録 (http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2016/04/22/27zen29kai_2.pdf) 2頁（平成28年7月9日閲覧。田原芳幸財務省主税局調査課長による説明）も参照。

(31) 普通法人である連結親法人の所得（法人税法第81条の12）、および外国法人の所得（同第143条第1項）についても同様である。

(32) 平成28年度与党税制改正大綱 4頁。

な体質への転換を促す」ことにあるから⁽³³⁾、道府県税たる法人事業税のうち、所得割の税率引き下げおよび外形標準課税の強化により、法人実効税率の引き下げが実現することとされる。

地方法人課税においては、大法人向けの法人事業税の外形標準課税について、平成27年度税制改正において平成28年度に8分の4とすることとしたが、地域で雇用を支える中堅企業への影響に十分配慮しつつ、平成28年度に8分の5へと拡大する。これとあわせて、所得割（地方法人特別税を含む）の標準税率（平成27年度は6.0%）を、平成28年度に3.6%に引き下げ、他方で付加価値割および資本割の標準税率を引き上げ、平成27年度に引き続いて外形標準課税の強化を図ることとした⁽³⁴⁾。これらは、地方税法等一部改正法第1条による、地方税法第72条の24の7第1項第1号に定められる法人事業税の標準税率の改正に、そのまま反映された。また、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条に規定される「法人事業税の税率の特例」についても同様である（地方税法等一部改正法第8条）。法人事業税における外形標準課税の割合の拡大については<図1>を、大法人（資本金1億円超の普通法人）に係る法人事業税の税率については<表1>を御覧いただきたい。

（3）外形標準課税の強化に伴う負担変動に対する軽減措置

一方、資本金1億円超の普通法人のうち、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人については、付加価値割および資本割の税率が改められることによる負担変動を軽減するための措置が採られることとなる。平成28年度与党税制改正大綱を受けて、地方税法等一部改正法第5条第2項以下が規定するところであるが、長い上に構造がやや複雑である。そこで、平成28年1月28日の第29回税制調査会に提出された「説明資料〔平成28年度税制改正等について（地方税）〕」⁽³⁵⁾に拠り、説明を試みる。

(33) 平成28年度与党税制改正大綱3頁。平成27年度与党税制改正大綱3頁も参照。

(34) 平成28年度与党税制改正大綱4頁、59頁。平成27年12月の経済産業省「平成28年度経済産業関係税制改正について」（http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pdf/zeisei2.pdf）、平成28年1月28日の第29回税制調査会「説明資料〔平成28年度税制改正等について（地方税）〕」（http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/27zen29kai7.pdf）も参照（平成28年7月9日閲覧）。

(35) http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/27zen29kai7.pdf（平成28年7月9日閲覧）

まず、付加価値額が30億円以下の法人である。適用年度を平成28年度とし、平成27年度の税率を所得割6%、資本割0.3%、付加価値割0.72%とし、平成28年度の税率を所得割3.5%、資本割0.5%、付加価値割1.2%とする。次に、

$$A = (\text{平成28年度の課税標準}) \times (\text{平成27年度の税率})$$

$$B = (\text{平成28年度の課税標準}) \times (\text{平成28年度の税率})$$

として計算し、その結果、 $A < B$ の場合、Bに関する負担増加額、すなわちBからAを控除して得られた差額の一定割合を控除する。この一定割合（控除率）は、平成28年度が75%、平成29年度が50%、平成30年度が25%である。従って、平成28年度については差額の4分の3が軽減されることとなる。

次に付加価値額が30億円超40億円未満の法人である。この場合には、控除率が通減することとなる。すなわち、上の例と同様に $A < B$ である場合には、

$$75\% \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) / 10 \quad (\text{平成28年度})$$

$$50\% \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) / 10 \quad (\text{平成29年度})$$

$$25\% \times (40\text{億円} - \text{付加価値額}) / 10 \quad (\text{平成30年度})$$

として計算し、控除率を求めることとなる。

〔2〕地域間における税源偏在の是正

地方分権であれ地方創生であれ、地方公共団体が自ら担うべき役割を果たすためには、地方公共団体の税財源の確保ないし充実が不可欠である。しかし、税源の偏在などに起因する地域間格差が存在するため、可能な限りこれを縮小する方向性に導くことも必要である。とくに、都道府県の場合、その税収構造の関係もあって、法人道府県民税、法人市町村民税および法人事業税の税収格差が大きいことは否定できない⁽³⁶⁾。

平成27年度税制改正においても地方創生を念頭に置いた改正等が行われたが、法人課税についての見直しなどはほとんど行われていなかった。しかし、アベノミクスを推進し、「経済再生」を図ろうとする政府にとって「人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖」は回避すべきものであり、そのためにも「地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する」必要性が生じてくる⁽³⁷⁾。平成28年度与党税制改

(36) 拙稿「税源の偏在と地域間格差～地方法人税法（平成26年3月31日法律第11号）～」本誌2014年12月号（以下、本誌434号）73頁も参照。

(37) 「骨太の方針2015」3頁、42頁。

正大綱は「経済の『好循環』に向けた動きは、地方へと波及しつつあるものの、未だ地域間でばらつきが見られる。また、日本全体が人口減少局面にある中で、東京一極集中の傾向が加速しており、地方の人口減少は深刻である」と指摘し、「地方分権の更なる推進とその基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直し等を通じて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める。また、公共サービスの対価を広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化するとともに、その他の税制面の所要の措置を講ずる」として⁽³⁸⁾、法人住民税の税率引き下げ、地方法人特別税の廃止、地方創生応援税制の創設などを打ち出した。

(1) 法人住民税の税率引き下げ

税制抜本改革消費税法第7条第5号は、「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」こと（同イ）、および「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」こと（同ロ）を、検討課題として規定していた。これを踏まえ、平成24年9月、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が設置された。同検討会は法人住民税（法人税割）の一部を地方交付税の原資に充てるため国税化すべしとする報告書をまとめており、その趣旨が平成26年度税制改正において地方法人税の創設という形で実現した。また、平成26年度与党税制改正大綱は、消費両税の税率が10%に引き上げられた段階で、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進め、地方法人特別税および地方法人特別譲与税を廃止するという工程表を示した⁽³⁹⁾。

平成27年度税制改正において、消費両税の税率引き上げ（8%→10%）が平成29年4月1日に実施される旨が決定されたことで、法人住民税法人税割の税率引き下げなどへの道筋は整えられたが、「平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的

(38) 平成28年度与党税制改正大綱2頁。

(39) 平成26年度与党税制改正大綱6頁。拙稿・本誌434号82頁も参照。

な結論を得る」こととされた⁽⁴⁰⁾。結局、平成28年度税制改正において実現に至ることとなり、地方税法等一部改正法第2条により、地方税法第51条（道府県民税法人税割）、同第314条の4（市町村民税法人税割）に定められる税率は、〈表2〉に示す通りに引き下げられることとなった。

（2） 地方法人税の税率引き上げ

法人住民税法人税割の標準税率は、道府県民税法人税割と市町村民税法人税割を合計して12.9%から7%に引き下げられることになる。この5.9%の引き下げ分を、そのまま地方法人税に移し、平成29年4月1日以後に開始する事業年度より、地方法人税の税率を4.4%から10.3%に引き上げることとした（所得税法等一部改正法第3条による地方法人税法第10条第1項、第11条、第15条第1項および第23条第1項の改正）。

地方法人税法が、第1条において地方法人税を「地方交付税の財源を確保するための」ものと位置づけ（地方交付税法第6条も参照）、第5条以下において同税の課税物件および課税標準を法人住民税法人税割とほぼ共通のものと定めている（地方法人税法第5条・第6条・第9条、地方税法第23条第1項第3号・第4号、同第292条第1項第3号・第4号を参照）ことからすれば、地方税制において、少なくとも所得課税の面においては法人課税が弱められ、国税化される方向性を、改めて示したものと考えられる⁽⁴¹⁾。

このことについては賛否両論がある。例えば、全国町村会「平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望」（平成27年7月2日）は「地方税は地域偏在性の少ない税

〈表2〉 地方法人課税の偏在是正

	改正前		改正後（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から）	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

（平成28年度与党税制改正大綱61頁を基に、筆者が作成。）

(40) 平成27年度与党税制改正大綱9頁。

(41) 拙稿・本誌434号88頁。

目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること」としつつ、「地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと」を求める⁽⁴²⁾。山形県や栃木県は上記の方向性を支持するようにも捉えられるが⁽⁴³⁾、東京都は地方法人税および地方法人特別税を「不合理な偏在是正措置」と称し、「不合理な偏在是正措置は、応益性の原則に反し、地方創生の理念とも逆行するなど、多くの問題がある制度であることから、直ちに撤廃し、地方税に復元すべきである」、「地方自治体間の『財源の水平調整』にすぎない不合理な偏在是正措置は、地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない」、「地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性」であるなど、厳しい批判を行った⁽⁴⁴⁾。神奈川県も、「地域間の税収格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。地方法人税及び地方法人特別税は、地方税の一部を国税化してこれを行っており、地方分権に反し極めて不適切であるから、速やかに地方税に復元すること」を求めた⁽⁴⁵⁾。

他方、多田雄司氏は、「地方法人課税が複雑になった理由を考える場合にどうしても避けて通れないものに、国税は財務省、地方税は総務省が担当するという所轄省庁間の権益の問題があり、「その象徴が地方法人税である」と指摘した上で、「地方法人税と地方法人特別税の制度は対処療法の処置に過ぎない。したがって、省庁間の垣根を越えた国税と地方税のあり方をそのものを検討しなければならない」と

(42) http://www.zck.or.jp/activities/270702_2/2.pdf (平成28年7月11日閲覧)

(43) 山形県「平成28年度政府の施策等に対する提案(平成27年6月)」55頁(<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020060/tyouseipdf/juuyousesaku/H28/shocho03.pdf>)、栃木県「平成28年度国の施策等に関する要望・提案」(平成27年6月)46頁(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/documents/h28teianyoubou.pdf>)。(いずれも平成28年7月11日閲覧)。

(44) 東京都「共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～」(平成27年9月)24頁(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/09/DATA/20p9f102.pdf>)。(平成28年7月11日閲覧)

(45) 神奈川県「国の施策・制度・予算に関する提案(平成28年度に向けた提案)」(平成27年6月)5頁(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/775224.pdf>)。(平成28年7月11日閲覧)

指摘する⁽⁴⁶⁾。また、浅羽隆史氏は、さらに踏み込んで「法人所得課税は、景気変動による税収への影響が大きい」ことを指摘した上で、「原則として、景気調整機能は国の役割で」あり、「地方公共団体は課税権や公債発行権が国に制約されている」点をあげて「法人所得課税は、地方税として望ましくない」と述べる⁽⁴⁷⁾。日本経済団体連合会も、「地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切であるばかりか、近年の改正で地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、より複雑化して」おり、「地方法人課税の見直しにもかかわらず、現行の自治体の区分を前提とする以上は、一部の自治体を除き、財源不足の解消の見込みはなく、税収の再配分により、格差を是正する以外の道はない」として「国・地方全体の税体系の見直しを行い、地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分するとともに、国際的イコールフットィングを踏まえ、段階的に税率引き下げを行うことが、偏在是正、税制の簡素化の観点から望ましい」と述べる⁽⁴⁸⁾。

いずれにせよ、現在の地方法人課税は、地方法人税および地方法人特別税が存在するために非常に複雑であり、かつ、税源の偏在などに起因する地域間格差を何処まで解消しうるかは不透明である。その意味において、法人課税が地方税制に適切であるかという問題が、改めて問われなければならないと考えられる。その意味において、平成28年度税制改正により「平成20年度税制改正から続いた税源偏在の是正という課題への対応は、そこで一応の決着をみることとなった」という評価⁽⁴⁹⁾には賛同しがたい。もとより、地方公共団体の税財源の確保ないし充実という要請を前提としなければならないが、税源再配分を初めとする抜本的な見直しが不可欠である。

(3) 地方法人特別税の税率の変更、および同税の廃止

まず、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、「付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人」（「地方法人特別税等に関する暫定措置法」第9条第1号）の税率は414.2%（基準法人所得割額に

(46) 多田雄司「なぜ地方法人課税は複雑になったのか — 地方法人課税と地方団体間の財政力格差の是正」税務弘報64巻8号（2016年）76頁。

(47) 石村編・前掲注(1)24頁〔浅羽隆史担当〕。

(48) 日本経済団体連合会「平成28年度税制改正に関する提言」（平成27年9月8日）
http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/075_honbun.html#s3-1。（平成28年7月11日閲覧）

(49) 小西砂千夫「懸案に決着をつけた平成28年度地方税制改正」地方税2016年1月号9頁。

対して)に改められる(地方税法等一部改正法第8条。他の法人については改正されていない)。

但し、前述のように、平成26年度与党税制改正大綱において、地方法人特別税は、消費両税の税率を10%に引き上げる段階で廃止されるものとされていた⁽⁵⁰⁾。これを受けの形で、地方税法等一部改正法第9条は「地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する」と定める(附則第1条第3号により、平成29年1月1日より施行)。実際には、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」第2条に従い、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から廃止されることとなる。これに伴い、地方法人特別譲与税(「地方法人特別税等に関する暫定措置法」第32条)も平成30年8月譲与分をもって廃止される。地方法人特別税は法人事業税の一部を国税化したものであるため、地方法人特別税が廃止されることにより法人事業税が復元されることとなる。

もっとも、単純な復元に留まるのではなく、法人事業税交付金制度が設けられることとなっている。まず、地方税法等一部改正法第2条により、地方税法旧第72条の76(事業税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用規定)を第72条の75に改め、新たに「法人の事業税の市町村に対する交付」という見出しの下、「道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする」と定められる第72条の76が追加された。また、都については、やはり地方税法等一部改正法第2条により、地方税法第734条に新たな第4項が追加され、「都は、第1条第2項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都内の市町村に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする」と定められた。なお、新第72条の76および第734条新第4項にいう「政令で定める率」は、平成28年3月31日政令第133号により地方税法施行令に追加された第35条の4の4および第57条の2の4(いずれも、同附則第1

(50) 拙稿・本誌434号77頁も参照。

条第3号により平成29年4月1日施行予定)により、5.4%とされる⁽⁵¹⁾。

〔3〕 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）

平成27年度税制改正においては、政府が進める「地方創生」に関する税制として地域拠点強化税制が創設された。これに引き続くものとして、平成28年度税制改正においては地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の創設が注目されるものであろう。

これは内閣府からの要請に基づくものであり、所得税法等改正法第10条により租税特別措置法に新第42条の12の2を追加し（旧第42条の12の2は新第42条の12に改められる）、および、地方税法等一部改正法第1条により地方税法附則に第8条の2の2（法人住民税について）および新第9条の2の2（法人事業税について）を追加することにより（旧第9条の2の2は第9条の2の3に改められる）、創設された。

まず、法人税については、地域再生法改正法施行日より平成32年3月31日までの間に、青色申告の承認を受けている法人が、地域再生法第8条第1項にいう認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する特定寄附金を支出した場合に、その特定寄附金を支出した年度に関連する事業年度の所得に対する調整前法人税額（租税特別措置法第42条の4第6項第2号）から、当該事業年度において支出した特定寄附金の合計額の20%から「当該特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額として政令で定める金額を控除した金額」（上限は10%）を控除する。但し、税額控除限度額が「当該事業年度の所得に対する調整前法人税額」の5%を超えるときは、その5%に相当する金額が限度となる。従って、法人住民税の税額から寄附金合計額の20%を控除しきれなかった場合には、その控除しきれなかった部分を法人税において控除することとなる。

次に、法人住民税および法人事業税については、当該事業年度の法人道府県民税法人税割額から特定寄附金の合計額の5%⁽⁵²⁾に相当する金額（上限は税額の20%）、

(51) なお、地方税法等一部改正法第7条により改正された地方財政法第33条の5の3（本稿執筆時、改正は未施行）も参照。

(52) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度については2.9%となる（平成28年度与党税制改正大綱64頁）。

法人市町村民税法人税割額から特定寄附金の合計額の15%⁽⁵³⁾に相当する金額（上限は税額の20%）、および当該事業年度の法人事業税額から特定寄附金の合計額の10%（上限は税額の15%。但し、地域再生法改正法施行日以後に終了する事業年度については20%⁽⁵⁴⁾）を控除する。

平成28年度税制改正以前より、法人による寄附金支出の約三割が法人税、法人住民税および法人事業税の所得計算において損金算入を認められていたが、地方創生応援税制により、法人事業税の一割および法人住民税の二割について税額控除が認められることとなり、合わせて六割ほどについて法人の税負担が軽減されることとなる⁽⁵⁵⁾。もともと、残る四割については法人の実質負担として残るので、何かと弊害が指摘される個人版の「ふるさと納税」よりは問題が少ないとも言うる⁽⁵⁶⁾。しかし、法人と地方公共団体との関係という点において疑念が残る（国会において問題とされた）。また、地方創生応援税制は、不適切な表現かもしれないが、地方公共団体が他地方公共団体の財政を利用して「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を行うことを正当化するようなものであり、個人版の「ふるさと納税」と共通の根底を有すると評価しうる。

〔4〕消費両税の税率引き上げに伴う軽減税率制度の導入

平成28年度与党税制改正大綱は、消費両税の税率引き上げ時期とされた平成29年4月1日から軽減税率を導入することを宣言する⁽⁵⁷⁾。そのためには、仕入税額控除制度の方式として他の一般消費税導入国では当然とされるインボイス方式（「適格請求書等保存方式」）の採用が不可欠であるが、日本では平成33年4月1日から導入するものとして、その間はアカウント方式の一種である現在の請求書等保存方式⁽⁵⁸⁾を維

(53) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度については17.1%となる（平成28年度与党税制改正大綱64頁）。

(54) 地方税法一部改正法第8条により改正された「地方法人特別税等に関する暫定措置法」第2条第2項（本稿執筆時は未施行）による。

(55) 首相官邸「地方創生応援税制の創設（企業版ふるさと納税）」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/furusato21sousetsu.pdf>）による（平成28年7月14日閲覧）。

(56) 拙稿・本誌440号88頁、同・446号58頁を参照。また、朝日新聞2016年4月13日付朝刊1面14版「ふるさと納税、偏る恩恵 『黒字』の24%、上位10市町に」、同6面14版「ふるさと納税、ゆがむ理念 高所得者と一部自治体、もうけ大きく」が興味深い。

(57) 平成28年度与党税制改正大綱78頁、111頁。

(58) 金子・前掲注(1)722頁、水野忠恒『大系租税法』（2015年、中央経済社）802頁。

持し、区分経理に対応するための措置が講じることとされる。

国税たる消費税の税率については、通常税率が7.8%、軽減税率が6.24%とされる（所得税法等一部改正法第5条による消費税法第29条の改正）。他方、地方消費税の税率については地方税法等一部改正法による変更はなく、地方税法第72条の83に定められる税率（平成29年4月1日以降は78分の22が予定されていた）が適用されるので（同第72条の82も参照）、厳密に言えば地方消費税には軽減税率が存在しない。しかし、同第72条の82が地方消費税の課税標準を消費税額としていることから、消費税について軽減税率が適用されるならば、自動的に地方消費税の税額も軽減されることとなる。従って、地方消費税の税率は、消費税について通常税率が適用される場合には2.2%、軽減税率が適用される場合には1.76%となる。

軽減税率の対象となる品目（課税資産の譲渡等）は、平成28年度与党税制大綱においては「飲食料品の譲渡（食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業その他の食事の提供を行う事業を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く。）」、および「定期購読契約が締結された新聞（一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。）の譲渡」とされた⁽⁵⁹⁾。所得税法等一部改正法附則第34条第1項においては次の通りとされる。

- 「一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
- イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
- ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定

(59) 平成28年度与党税制改正大綱111頁。

める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡」

軽減税率の問題点については、既に多くの論者により検討などがなされている⁽⁶⁰⁾。筆者は、軽減税率の採用と消費税法第1条第2項の規定内容とに、どのような整合性を付けるかという問題があることのみを指摘しておきたい。

それ以上に、税制改正として問題とされるべきは、平成28年度与党税制改正大綱に「軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持し、安定的な恒久財源を確保するため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する」として「平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する」、「財政健全化目標との関係や平成30年度の『経済・財政再生計画』の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる」とされている点である⁽⁶¹⁾。これについても多くを記さないが、調整がつかなかったとして済まされる問題ではないこと、長期的な視野に欠けた先送りであり、財政健全化の要請が軽んじられていると表現せざるをえないことを指摘しておく。「安定的な恒久財源を確保する」ことができなかったのであれば、見切り発車的に軽減税率を採用すべきではない。

また、平成28年度税制改正においても、軽減税率制度が導入されることになったにもかかわらず、「当分の間」は国が地方消費税の納税申告、確定、徴収などに関する事務を行うとする地方税法附則第9条の4以下については改正が行われていない。軽減税率の導入は複数税率の採用を意味するから、とりもなおさず、本則である地方税法第72条の87以下の施行の機会はますます遠のいたことは明らかである。「当分の間」という曖昧な扱いを止め、速やかに本則を改正する、などの見直しが必要である。

(60) 枚挙に暇がないが、例として、水野・前掲注(58)837頁、吉村・前掲注(1)28頁、伊藤・前掲注(25)200頁、森信編著・前掲注(27)52頁〔森信〕、西山由美「E U型付加価値税の現状と課題 — マーリーズ・レビューを踏まえて —」フィナンシャル・レビュー102号146頁を参照。

(61) 平成28年度与党税制改正大綱79頁。

4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方税法等一部改正法について、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を、項目毎に概観する。なお、便宜のため、法律案の提出から公布までの経過について概略を示す。

● 地方税法等一部改正法

衆議院議案受理年月日	平成28年2月9日
衆議院付託年月日	平成28年2月18日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成28年3月1日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成28年3月1日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成28年2月9日
参議院議案受理年月日	平成28年3月1日
参議院付託年月日	平成28年3月11日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	平成28年3月29日（可決）
参議院審議終了年月日	平成28年3月29日（可決）
公布年月日	平成28年3月31日

● 所得税法等一部改正法

衆議院議案受理年月日	平成28年2月5日
衆議院付託年月日	平成28年2月16日（財務金融委員会）
衆議院審査終了年月日	平成28年3月1日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成28年3月1日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成28年2月5日
参議院議案受理年月日	平成28年3月1日
参議院付託年月日	平成28年3月9日（財政金融委員会）
参議院審査終了年月日	平成28年3月29日（可決）
参議院審議終了年月日	平成28年3月29日（可決）
公布年月日	平成28年3月31日

〔1〕 衆議院総務委員会

前述のように、高市総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は、平成28

年2月18日の衆議院総務委員会（第2回）において行われた。3月1日（第6回）に採決が行われ、賛成多数で可決された。なお、採決の後、原田憲治委員（自由民主党）ほか6名より「自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党、日本共産党、おおさか維新の会及び社会民主党・市民連合の六派共同提案」として「地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件（案）」が動議として提案され、総員起立により可決され、総務委員会の決議とされた。地方税については「地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと」を政府に求めている⁽⁶²⁾。

（1） 法人実効税率の引き下げ、法人事業税における外形標準課税の拡大など

この点については、水戸将史委員（民主・維新・無所属クラブ）および梅村さえこ委員（日本共産党）が質疑を行っているが、内容が重なる点が少なくないことから、本稿においては前者の質疑を中心とする。

水戸委員は、「そもそも法人税減税というものがデフレ経済とか経済再生にどれだけ寄与するか」という疑問から質疑を始めている。岡田直樹財務副大臣は「今般の法人税改革は、委員御指摘のとおり、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げることによって、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革を志向しているものであ」とした上で、「大法人について、法人事業税の外形標準課税の拡大を行い、あわせて法人実効税率を引き下げることによって、一つには、いわゆる稼ぐ力が高い大法人の税負担が減り、また、赤字の大法人にとっても黒字化をした場合の税負担の増加度合いが緩和される。こういったことを考えますと、企業にとって利益を稼ぐインセンティブは高まる」、「大法人について欠損金繰越控除の控除限度額の引き下げも行うことによりまして、過去の欠損金を抱える大法人は控除期限を受けないためには所得を大きくしなければならぬということで、収益改善のインセンティブが高まるものと考えて」と答弁した。これに対し、水戸委員は、法人実効税率の引き下げおよび外形標準課税の拡大が「赤字企業を犠牲にするやり方に見える」と質している

(62) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成28年3月1日）」15頁。

が、岡田副大臣は「赤字企業を犠牲にするといったことは全く考えて」いない、「経済成長のエンジンとなり得る、企業の収益力を高めるための取り組みとしてこの改革案をごらんいただきたい」などと答え、「中小零細企業は増税にはなりませんけれども、では、減税策を授かるとか何か恩恵があるかというとなにもないわけである」という水戸委員の発言を招いている⁽⁶³⁾。

また、水戸委員が外形標準課税の拡大の意味を問い質したのに対し、高市総務大臣は、全国知事会からの要望、政府税制調査会の答申を踏まえた旨を述べた。これに対し、水戸委員は赤字企業1社あたりの税負担が1,600万円増えるのに対し、黒字企業1社あたりの負担軽減が700万円になると指摘した上で、地域の産業や雇用に対する影響、さらに資本金1億円以下の企業を外形標準課税の対象とする可能性を問い質した。高市総務大臣は「今回の法人税改革は、企業が収益力を高めて、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うもので」あり、「大企業が、例えば、積極的に賃上げをしていただいたり、また、設備投資を進めていただくことによって、地方においても、消費が拡大して、中小零細企業にもその恩恵が及んだり、それからまた、設備投資に取り組むことによって発注というものがふえてくる、そういった効果というのは想定できる」、「我が国は一部の企業に税負担が偏っているという指摘もあったので、そうした状況を改善して、広く負担を分かち合う構造にした」、外形標準課税の適用対象の拡大については今後の検討課題であるなどと答弁した⁽⁶⁴⁾。

さらに、水戸委員が、法人税率（法人実効税率）が下がり続けている一方で企業の留保金が「今に至っては350兆円を超える」と指摘したのに対し、岡田副大臣は「経済界がマインドを変えてもらって、賃金引き上げや投資拡大に積極的に取り組むことが重要な局面である」などと答弁したが、具体的な対策については何も述べていない⁽⁶⁵⁾。

(2) 地域間における税源偏在の是正

武正公一委員（民主党）は、法人住民税の交付税原資化による具体的な影響について

(63) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」20頁。「第190回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年2月26日）」12頁も参照。

(64) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」21頁。「第190回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年2月26日）」12頁も参照。

(65) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」22頁。

ての資料が総務省から出ていないと苦言を呈した上で、総務大臣の所見を質した。これに対し、高市総務大臣は「トータルの地方税収への影響を平年度ベースで試算しますと、地方消費税が約1.4兆円の増、法人住民税が約0.9兆円の減、そして地方法人特別税・譲与税制度の廃止及び法人事業税への復元がございますので、約1.9兆円の増となりますので、地方税収全体は増加いたします」と答弁した⁽⁶⁶⁾。さらに、武正委員は、法人住民税の一部の地方交付税原資化について「地方分権、そして特に税財源の移譲、これは一括法以来かねてより各自治体だったり六団体から求められてきたところでもありますので、こういった税財源の移譲ということについては後退をしてしまったということではないでしょうか」と質したのに対し、高市総務大臣は「これは、地方消費税の税率引き上げによって地方の税財源が拡大する中で行うものです。また、交付税の原資化によっても交付税というのが地方の固有財源であるという性格が失われるものではございませんので、地方分権に逆行するものとは考えておりません」としつつ、「これから将来にわたって地方が使える税源をふやしていく、その必要はございます。やはり仕事量に見合った税源を確保していく。まずは六対四というのを五対五にということを私たちは目標にしておりますけれども、これはこれからも取り組むべき課題だと存じます」と述べている⁽⁶⁷⁾。

(3) 地方創生応援税制

まず、水戸委員が「企業版ふるさと納税」のネーミングについて質疑をした上で、六割の負担軽減の意味を質した。福岡資麿内閣府副大臣はインパクト、インセンティブの故であるとしつつ、「一定の企業負担ということは残しておくことが大切」であり、「これらのバランスを勘案」した結果であると答弁した⁽⁶⁸⁾。

水戸委員、田村貴昭委員（日本共産党）および小川淳也委員（民主党）は、地方創生応援税制がモラルハザードを引き起こすことを懸念する旨の質疑を行っている⁽⁶⁹⁾。それは、企業の側から寄附を行った地方公共団体に対して入札や業者選定に関する働きかけを行う、または地方公共団体の側から企業への見返りとしての便宜供与を行う

(66) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」23頁。

(67) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」24頁。

(68) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」22頁。

(69) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」23頁、同28頁、「第190回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成28年3月1日）」3頁。

おそれである。これについて、福岡副大臣は「地方六団体からもモラルハザードを招かないようにすべきだというような御意見を寄せられているところでございまして、改正地域再生法の施行規則におきまして、地方公共団体が寄附の代償として企業に経済的利益を供与することがないようにするという趣旨の規定を設けさせていただきたいと考えております」と答弁した⁽⁷⁰⁾。また、末宗徹郎政府参考人（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長）は、地方創生応援税制の長所として、企業のイメージの向上、「寄附を通じて企業と地方公共団体の間に新たなパートナーシップが生まれる、そこから企業が新たな事業展開をするといった効果」をあげている⁽⁷¹⁾。

（４）消費両税の税率引き上げおよび軽減税率の導入

吉川元委員（社会民主党）および奥野総一郎委員（民主党）は、2017年4月に実施される予定であった消費両税の税率引き上げに関連して、「軽減税率が実施をされるという中で、地方の消費税、これはどのように一般財源の総額や内容に影響を与えるのかということ」、および「骨太の方針2015」25頁注58にある「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」という文言の意味について質した⁽⁷²⁾。高市総務大臣は、「軽減税率導入の財源については、今後検討していく」、「各年度の地方の一般財源総額につきましては、当該年度における国の一般歳出の取り組みと基調を合わせながら、実質的に同水準を確保することになるように、財政当局と地財折衝を行っております」と答弁した⁽⁷³⁾。これに対し、吉川委員は、「消費税を上げるときに、税と社会保障の一体改革ということで、もちろん今の社会保障を維持しつつ、その上でプラスアルファを出すんだ、プラスアルファをやっていくんだというお話だった」として「そのもともとのスタートの時点、去年の骨太の方針の際の同水準という意味というのは、これは大体、今の、来年度でいうと

(70) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」23頁。末宗政府参考人の答弁（同28頁）も参照。

(71) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」29頁。

(72) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」36頁、「第190回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年2月26日）」5頁。

(73) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」36頁。奥野委員の質疑に対する森屋宏総務大臣政務官の答弁（「第190回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年2月26日）」5頁）もほぼ同旨。

61兆6,792億、今年度は61兆5,485億、この水準を守るという意味なのか」と質した。安田充政府参考人（総務省自治財政局長）は、「同水準」が「金額が全く一緒ということ」を意味しないとして、「例えば増要因でございますと、社会保障充実分というものもあり得ると思いますし、社会保障関係費の自然増といったようなものもあり得るのではないかと考えております。また、減要因といたしましては、逆に、公債費につきましては、毎年減少をしてきており」、「いずれにいたしましても、こうした増減の要因というものを総合的に勘案しながら、財政当局と地財折衝を行いまして、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保する」と答えている。続けて吉川委員が「公債費を減らすことにだけ充てられると、それは消費税増税をする際に約束をした、消費税増税分は全て社会保障に使いますということと話がずれてこない」とかと質したのに対し、安田政府参考人は「社会保障の増額分を全て社会保障関係費に充てるという部分につきましては、これはまたこれとは別の観点で」と答えている⁽⁷⁴⁾。

また、吉川委員は、軽減税率導入のための財源に関連して、地方消費税の税率が78分の22に引き上げられるとしても軽減税率によって3,000億円の減収になると指摘した上で、「今後、代替の財源の確保に向けた議論の中で、この78分の22、地方消費税の変更にあつては交付税の法定率の見直し等々というのは検討の対象となるもの」とかと質したが、森屋宏総務大臣政務官は「軽減税率制度の導入時におきます地方財政の確保という観点につきましては、国、地方全体で安定的な社会保障財源の確保を図る観点に立って検討をされていくべきものであるというふうを考えて」いる、「全体として、国、地方全体で安定的な社会保障財源の確保という観点の中で議論をされていくべきものというふうと考えて」いるとしか答えていない⁽⁷⁵⁾。法律案の審査の時点においては消費増税の税率引き上げの延期は予定されていなかったから、かような答弁はいかにも準備不足であり、引き上げ時点に間に合わないのではないかとこの疑念を免れない。

〔2〕衆議院本会議

3月1日の本会議（第13回）において、地方税法等一部改正法案および「地方交付

(74) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」36頁。

(75) 「第190回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年2月24日）」37頁。

税法等の一部を改正する法律案」(内閣提出法律案第22号)は一括して議題とされ、遠山清彦総務委員長の報告の後、逢坂誠二議員(民主党)、大平喜信議員(日本共産党)のそれぞれによる反対討論を経て、地方税法等一部改正法は賛成多数で可決された⁽⁷⁶⁾。

〔3〕参議院総務委員会

高市総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は、3月17日の総務委員会(第4回)において行われた。3月29日(第8回)に採決が行われ、賛成多数で可決された。なお、採決の後、石上俊雄委員(民主党・新緑風会)より発言が求められ、「自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、おおさか維新の会、維新の党、社会民主党・護憲連合及び生活の党と山本太郎となかまたちの各派共同提案」として「自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政基盤の構築及び東日本大震災への対応に関する決議(案)」が提出され、全会一致で可決された。地方税については、衆議院総務委員会の「地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件」と同じく、「地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと」を政府に求めている⁽⁷⁷⁾。

(1) 法人実効税率の引き下げ、法人事業税における外形標準課税の拡大など

吉良よし子委員(日本共産党)が、外形標準課税の拡大による欠損法人の負担額(推計)などについて質し、拡大に反対している⁽⁷⁸⁾。又市征治委員(社会民主党)も「法人税減税が経済政策としていかなる意義があるのか、このことは全くまともな説明がなされていない」と指摘した上で、「本来、課税というのは応能負担が原則だと思う」と述べている⁽⁷⁹⁾。

(76) 「第190回国会衆議院会議録第13号(一)」(官報号外平成28年3月1日)9頁。

(77) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第8号(平成28年3月29日)」2頁。

(78) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号(その1)(平成28年3月17日)」15頁。

(79) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号(その1)(平成28年3月17日)」16頁。

(2) 地域間における税源偏在の是正

羽田雄一郎委員（民主党）は、地域間の税収格差の是正が地方税における受益と負担の関係の重視（総務省の立場）と一致しない旨を質した。これに対し、高市総務大臣は、法人の事業活動の広域化を指摘した上で「地方税は地方団体が行政サービスを継続的に提供するために必要な経費を賄うもの」であるから「偏在制の小さい税体系が望ましい」と答弁した⁽⁸⁰⁾。一方、又市委員は「交付団体と不交付団体間を分断をし、国が本来負うべき地方交付税の原資の捻出というものを一部自治体の負担で行うというのは」地方分権に逆行すると指摘している⁽⁸¹⁾。また、吉川沙織委員（民主党）は「地方税全体として偏在度が少ないのであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸張性に富んでいるという、そういう税目があっても差し支えないのではない」か、消費税の地方交付税分などについて税源交換を検討すべきではないかと質した。これに対し、高市総務大臣は、平成26年度および平成28年度の税制改正が「現状においては現実的、合理的と考えられる内容のものであり、「仮に消費税の交付税原資分を地方消費税化しちゃった場合には、社会保障について地方が大きな責任を担う必要があり、結果的に社会保障について大きな地域間格差を生じさせることになりかねないといった課題もあ」と答弁している⁽⁸²⁾。

(3) 地方創生応援税制

横山信一委員（公明党）が地域創生応援税制のメリットについて質したのに対し、牧島かれん内閣府大臣政務官が答弁を行っているが、衆議院総務委員会における末宗政府参考人の答弁とほぼ同旨である⁽⁸³⁾。他方、地域創生応援税制によるモラルハザードの懸念は、羽田委員によって示されている⁽⁸⁴⁾。

(4) 消費両税の税率引き上げおよび軽減税率の導入

又市委員および吉川沙織委員が、衆議院総務委員会における吉川元委員および奥野

(80) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（その1）（平成28年3月17日）」8頁。

(81) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（その1）（平成28年3月17日）」16頁。

(82) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第6号（平成28年3月23日）」31頁。

(83) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（その1）（平成28年3月17日）」13頁。

(84) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（その1）（平成28年3月17日）」10頁。

委員と同旨の質疑を行った⁽⁸⁵⁾。政府側の答弁も衆議院総務委員会におけるのと同旨である。

〔4〕参議院本会議

3月29日の本会議（第15回）において、地方税法等一部改正法案および「地方交付税法等の一部を改正する法律案」は一括して議題とされ、山本博司総務委員長の報告の後、石上議員による反対討論を経て、地方税法等一部改正法は賛成152、反対87で可決され、法律として成立した⁽⁸⁶⁾。

5. おわりに

第189回国会と同様、第190回国会における両院の総務委員会においても、日本放送協会会長の靱井勝人氏らに対する参考人質疑に多くの時間が割かれた。しかし、地方税法等一部改正法に関する質疑応答は、少なくとも本稿の主題に絞った場合に、衆議院総務委員会における審議のほうが、密度の濃いものであったように思われる。また、質疑に対して一部の答弁の不十分さが目立ったのも、衆議院総務委員会においてであった。

前述のように、政府税制調査会は、平成27年7月2日より主に「個人所得課税改革」についての議論を重ねてきた。同年9月25日の第21回税制調査会においては、「経済社会の構造変化に関するファクトの整理」として「人口構造の変化」、「経済・産業構造の変化」、「家計・再分配の変化」などをあげ、「若年者にとっては、一度無業状態に陥ってしまうと抜け出しにくい『無業社会』が生じている。そうした若者は、生活基盤、経済基盤が脆弱であり、実費負担の原則が壁となり、支援の枠組みにアクセスできない」、「所得のジニ係数は、2000年前後以降概ね横ばいである一方、相対的貧困率は、概ね緩やかに上昇」、「家庭の経済力や文化的背景が進路選択や学力に大きく影響を与えており、貧困の連鎖が懸念される状況にある」、などの指摘がなされている⁽⁸⁷⁾。

(85) 「第190回国会参議院総務委員会会議録第4号（その1）（平成28年3月17日）」16頁、「第190回国会参議院総務委員会会議録第6号（平成28年3月23日）」31頁。

(86) 「第190回国会参議院会議録第15号（その1）」（官報号外平成28年3月29日）8頁。

(87) 第21回政府税制調査会（平成27年9月25日）「〔総21-2〕財務省説明資料（経済社会の構造変化に関するファクトの整理）」（http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/09/24/27zen21kai3.pdf）。（平成28年7月14日閲覧）

他方、平成28年度与党税制改正大綱は、今後の検討課題として、年金課税、「金融所得課税の更なる一体化」、寡婦控除、「個人事業者の事業承継に係る税制上の措置」などをあげているが、法人課税、資産課税については多く掲げるものの、個人所得課税についてはあまり掲げていない⁽⁸⁸⁾。若年層の問題、相対的貧困率などに関連する課題は全くと言ってよいほど意識されていないのであろうか。今後、政府税制調査会がいかなる提案を出すのかに注意する必要があるが、政府税制調査会と与党税制調査会との間に意識のずれが存在するように思われる。

なお、最初にお断りしたように、平成28年度税制改正においては、車体課税、固定資産税・都市計画税などについても重要な改正が行われたが、本稿においては触れていない。これらについては、機会を改めて検討することとしたい。

(もり としき 大東文化大学法学部教授)

キーワード：「法人税改革」／法人実効税率／外形標準課税／
税源偏在の是正／軽減税率

(88) 平成28年度与党税制改正大綱108頁。